創業支援貸付のご案内

練馬区

取扱期間
令和9年
3(水)
31まで



Cさんの場合

創業支援貸付（一般）

融資金額 1,000万円 ／ 返済期間 7年 ／ 保証料率 0.7%

※保証料率はお客さまにより異なります。

融資利率 **2.0%** ／ 保証料 **269,500円**

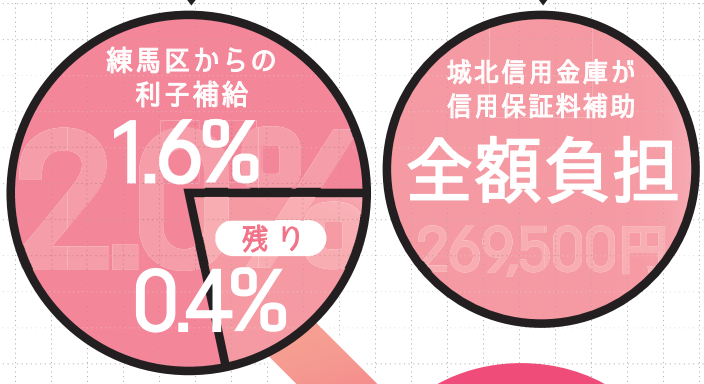

城北信用金庫にて**ご融資**させていただきますと、残りを負担いたしますので

最大1,000万円までご融資

融資利率・保証料 実質自己負担 **ゼロ**

創業支援特別貸付

融資金額 500万円 ／ 返済期間 7年 ／ 保証料率 0.7%

※保証料率はお客さまにより異なります。

融資利率 **1.0%** ／ 保証料 **134,750円**

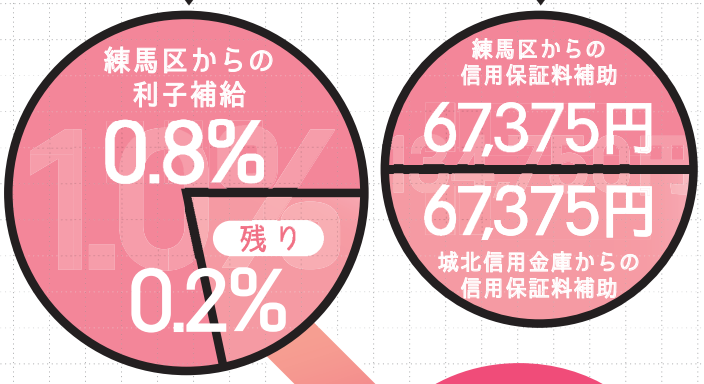

城北信用金庫にて**ご融資**させていただきますと、残りを負担いたしますので

最大500万円までご融資

融資利率・保証料 実質自己負担 **ゼロ**



夢をかなえるパートナー
城北信用金庫
Johoku Shinkin

練馬区　創業支援融資のご案内

	創業支援貸付（一般）	創業支援特別貸付
対象者	（１）過去事業を営んだことがなく、これから開業を予定しているか、開業1年未満で開業時に他に事業を営んでいないこと （２）東京信用保証協会の保証対象業種を開業すること。また、開業する業種において必要とする・国家資格（医師、弁護士等）や許認可等を有すること （３）区内に新規事業所を開設すること。法人の場合は、登記上の本店所在地を区内にすること （４）開業1年未満の場合、法人・個人事業主ともに主たる事業所の所在地が区内であること。かつ、法人の場合は登記上の本店所在地が区内であること （５）納期の到来した住民税（および軽自動車税）を完納していること （６）給与所得者との兼業ではないこと （７）開業にかかる事業資金に対してその3分の1以上の自己資金を有すること（融資申込額は自己資金の2倍以内となります） （８）企業診断により適格と認められること（個人タクシー業を除く） （９）練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者ではないこと ＜必要書類＞事前に配付する事業計画書およびその内容を証する領収書等、各要件を満たすことが確認できる資料	（１）創業支援貸付（一般）の要件（１）から（６）を満たしていること （２）産業競争力強化法に基づく、特定創業支援事業を受けた者の証明書が発行されていること （３）創業計画書の内容について融資を希望する金融機関の承認を得ており、融資実行後も当該金融機関の指導・助言を受けること （４）練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者ではないこと ＜必要書類＞特定創業支援事業を受けた者の証明書、創業支援貸付（一般）と同様の必要書類
資金使途	運転資金、設備資金、併用資金	
融資限度額	1,000万円	500万円
融資期間	84ヵ月（7年）以内　　※据置期間12ヵ月以内を含む	
融資利率	2.0%	1.0%
利子補給	練馬区が1.6%、当金庫が0.4%を利子補給いたします。	練馬区が0.8%、当金庫が0.2%を利子補給いたします。
利子補給期間	融資期間と同じ	
保証料	「東京信用保証協会」の基準により決定されます。	
保証料補助	東京信用保証協会の保証をご利用いただきます。 信用保証料は実行時に、一旦協会所定の金額をお支払いいただきますが、実行後に当金庫が全額を負担いたします。	東京信用保証協会の保証をご利用いただきます。 信用保証料は実行時に、一旦協会所定の金額をお支払いいただきますが、実行後に区が1/2当金庫が1/2を負担いたします。
返済方法	元金均等返済	
保証人	個人は原則として不要、法人は原則として代表者	
担保	必要に応じて	

※ 上記以外にも要件があります。詳しくは窓口または営業担当者までお問い合わせください。
※ 繰上げ返済を行う場合等、当金庫所定の手数料がかかります。
※ 審査の結果、ご融資できない等ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※ 当金庫からの利子補給分ならびに保証料補助分についても、練馬区からの利子補給の停止や保証料の返還請求等が発生した場合には、同様に停止や返還請求をさせていただく場合があります。

お気軽に下記取扱店舗までお問い合わせください

谷原支店	谷原2-5-6 03-3904-1151	上石神井支店	上石神井4-1-12 03-3929-2131	上板橋支店	板橋区南常盤台1-22-5 （常盤台支店内） 03-3956-1151
平和台支店	早宮2-17-43 03-3933-1121	長崎支店	新宿区西落合3-1-5 （落合支店内） 03-3954-1151	落合支店	新宿区西落合3-1-5 03-3954-1151